

# 川越市地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則（案） の概要について

平成28年1月25日  
環境部 環境政策課

## 1. 改正の趣旨

現在、川越市内で特定機械器具（エアコンディショナー、テレビジョン受信機、電気冷蔵庫）を一つの販売店においていずれか 5 台以上陳列販売する事業者に対し、上記 3 品目について「統一省エネラベル」を適切に表示することを義務付けています。これにより、市民等に省エネ性能の高い家電製品を選んでもらい、市域における省エネルギーの普及推進を図っています。

平成28年4月1日からは、特定機械器具に電気便座、蛍光灯器具、電気冷凍庫の3品目を追加し、全6品目に対して統一省エネラベルの表示を義務付け、より一層の省エネルギーの普及推進を図ろうとするものです。

## 2. 改正の内容

川越市地球温暖化対策条例施行規則第10条第1項において、エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電気冷蔵庫の3品目を「特定機械器具」と規定していますが、新たに以下の3品目を追加し、全6品目を規定しようとするものです。

- 電気便座（省エネルギー法施行令第21条第16号に規定する電気便座をいう。）
- 蛍光灯のみを主光源とする照明器具（省エネルギー法施行令第21条第3号に規定する蛍光灯のみを主光源とする照明器具をいう。ただし、卓上スタンド用蛍光灯器具を除く。）
- 電気冷凍庫（省エネルギー法施行令第21条第11号に規定する電気冷凍庫をいう。）

## 3. 施行予定日

平成28年4月1日